



公職選挙法第120条第1項に基づく届出の時期について

質 問

次のケースで、町選挙管理委員会が町議会議員補欠選挙に関して、公職選挙法（以下「法」という。）第120条第1項に基づき行う届出は、いつ行えばよいか。

- (a)既に1名欠員であった町議会議員の補欠選挙が、任期満了に伴う町長選挙に便乗して執行される場合。
 - (b)既に1名欠員であった町議会議員の補欠選挙が、退職の申立てに伴う町長選挙に便乗して執行される場合。
 - (c)退職の申立てに伴う町長選挙が行われることが確定し、その後、現職の同町議会議員が辞職し、町長選挙に便乗して町議会議員補欠選挙が執行される場合。
- （選管が議員欠員通知を受けた日：3月5日、選挙期日の告示日：3月20日 選挙期日：3月25日）

回 答

設問の回答の前に、法第120条に規定する同時選挙の決定手続きについて、その概要を説明します。

1. 同時選挙について

同時選挙とは、異なる二以上の選挙を技術的に不可能な部分を除いて一つの共通した選挙手続きによって行う場合のことで、選挙経費の節約、事務手続きの簡素化の観点から、地方公共団体の議員及び長の選挙について設けられた制度です。

同時選挙には、「横の同時選挙」と「縦の同時選挙」があります。前者は、同一の地方公共団体の議会の議員と長の選挙を同時に行うものであり（法第119条第1項）、後者は、異なる地方公共団体間の選挙（都道府県議会議員又は都道府県知事の選挙と市町村議会議員又は市町村長の選挙）を同時に行うものです（法第119条第2項）。

なお、同時選挙に類似した制度として「同日選挙」がありますが、これは、例えば衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙のように、二以上の異なる選挙が単にその選挙期日を同じくして行われる場合であり、同時選挙と異なり選挙手続きを別々に行うものです。

2. 同時選挙の決定手続き

同時選挙のうち縦の同時選挙の場合、同時選挙を行うかどうかの決定は、都道府県選挙管理委員会の裁量行為とされ、任意とされています。具体的な決定手続きは、次のとおりです。

①都道府県選挙管理委員会への届出

市町村の選挙管理委員会は、市町村の議会議員又は長の選挙を行う場合、任期満了による選挙については任期満了の前日60日までに、任期満了以外の事由による選挙については、当該選挙を行うべき事由が生じた日から3日以内に（ただし、法第108条第1項第3号又は第4号による選挙の結果当選人がないときの報告及び選挙又は当選が無効となった場合の報告があるときを除く。）、その旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出る必要があります（法第120条第1項）。

また、市町村選挙管理委員会が、法第34条の2のいわゆる90日特例の規定を適用し、市町村の議会議員と長の選挙を同時に行うため、その旨の告示を行った場合は、直ちに都道府県選挙管理委員会に届け出なければなりません（法第120条第2項）。

②都道府県選挙管理委員会からの決定通知

都道府県選挙管理委員会は、①による届出を受けた日又は法第108条第1項第3号又は第4号による報告を受けた日から3日以内に、縦の同時選挙を行うかどうかを決定し市町村選挙管理委員会に通知しなければなりません（法第120条第3項）。

なおこの通知があるまでの間、市町村選挙管理

委員会の選挙執行は停止されます。ただし、法定期間の3日以内に都道府県選挙管理委員会からの通知がないときはこの限りではありません。

3. 設問の検討

以上のように、市町村選挙管理委員会は、任期満了による選挙では任期満了の日の60日前までに、任期満了以外の事由による選挙では当該選挙を行うべき事由が生じた日から3日以内に、その旨を都道府県選挙管理委員会に届け出ることが義務付けられています。

ところで本問は、町議会議員の補欠選挙が、親選挙たる町長選挙に便乗して行われるケースです。通常市町村議会議員の補欠選挙は、欠員数が当該選挙区における議員定数（選挙区がない場合は議員定数）の6分の1を超えない限り行われませんが、当該選挙区（選挙区がない場合は、その区域）で同一地方公共団体の他の選挙が行われる場合は、その選挙に便乗して市町村議会議員の補欠選挙が行われます。但し、親選挙の選挙期日の告示日前10日以内に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が法第111条第1項第3号の欠員通知を受けた場合は、この限りではありません。

したがって本問の場合、親選挙たる町長選挙の選挙事由が発生して、はじめて子選挙たる町議会議員補欠選挙の選挙事由が発生しうることとなりますので、親選挙の発生事由や議員の欠員通知のタイミングが検討のポイントになります。

(a)のケース

親選挙たる町長選挙は、任期満了に伴う選挙ですので、その選挙期日の告示があつてはじめて選挙を行うべき事由が発生します。よって町議会議員補欠選挙についても、親選挙の選挙期日の告示と同時に選挙を行うべき事由が発生するため、町議会議員補欠選挙にかかる法第120条第1項の届出は、理論上は、親選挙たる町長選挙の選挙期日の告示日から3日以内に行うこととなります。

（なおこのような場合、もはや縦の同時選挙を行う余地がないとも考えられることから、あらかじめ当委員会と調整することが望まれます。）

(b)のケース

親選挙たる町長選挙は、退職の申立てに伴う選挙です。退職の申立ての場合、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、法第111条第1項第4号の通知を受けたとき、選挙期日を告示し、選挙を行わせなければなりません（法第114条）。

したがって、親選挙たる町長選挙は、退職の申立てに伴い選挙を行うべき事由が発生することとなり、町議会議員補欠選挙についても、親選挙たる町長選挙を行うべき事由が客観的に生じた時点で、選挙を行うべき事由が発生することになります。

以上から、町議会議員補欠選挙にかかる法第120条第1項の届出は、町長選挙にかかる法第120条第1項の届出と併せて行うこととなります。

(c)のケース

親選挙たる町長選挙は、(b)と同様退職の申立てに伴う選挙ですが、親選挙が行われることが確定した後に、法第111条第1項第3号の欠員通知を受けた事例です。

設問の場合、議員の欠員通知を受けた日が3月5日、選挙期日の告示日が3月20日ですので、上述したように、親選挙の選挙期日の告示日前10日（3月10日から19日の間）より前に欠員通知を受けていることから、一見、欠員通知を受けた時点で、町議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じているように思われます。

しかし、親選挙たる町長選挙の告示については、法第34条第6項第5号により、少なくとも5日前に告示すると規定されていますので、理論上は、欠員通知を受けた3月5日が、親選挙の告示日前10日以内となる可能性があります。

したがって、町議会議員補欠選挙を行うことが法律上確定するのは、町選挙管理委員会が欠員通知を受けた翌日から起算して10日が経過するまでの間に親選挙の告示がなかった場合であり、欠員通知を受けた日後11日に当たる日となります。

以上から、町議会議員補欠選挙にかかる法第120条第1項の届出は、議員の欠員通知を受けた日後11日に当たる日から3日以内に行うこととなります。

（大阪府総務部市町村課選挙グループ）